

## 人間文化研究機構旅費支給基準

平成18年5月24日  
機 構 長 決 定

大学共同利用機関法人人間文化研究機構職員給与規程第5条第2項第5号に規定する外国人研究員本給表（以下「外国人本給表」という。）の適用を受ける外国人研究員の一般職本給表（一）による級の職務に相当する職務は以下の各号に掲げるとおりとする。

1. 外国人本給表の甲種を支給される者及び外国人本給表の乙種の6号俸又は7号俸を支給される者については、一般職本給表（一）の九級の職務
2. 外国人本給表の乙種の4号俸又は5号俸を支給される者については、一般職本給表（一）の7級の職務
3. 外国人本給表の乙種の1号俸、2号俸又は3号俸を支給される者については、一般職本給表（一）の4級の職務